

使用に当たっては、次の制限等がありますので遵守してください。
(許可条件)

(使用上の制限)

第1 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用を許可する物件(以下「使用物件」という。)を常に善

良なる管理者の注意をもって維持保存に努めるとともに、使用目的以外の用に供してはならない。

(使用料)

第2 使用料は、(一財)石川県県民ふれあい公社が、別に発行する納入通知書により所定の期日までに納入しなければ

ならない。

(経費の負担)

第3 使用者は、使用物件に附帯する電話及び電気(照明用を除く。)の使用に係る経費は、実費負担しなければならない。

(転貸等の禁止)

第4 使用者は、使用の権利を譲渡し、もしくは担保に供し、又は使用物件を転貸してはならない。
(使用許可の取消し等)

第5 知事又は理事長は、次の各号の一つに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 使用者が許可の条件に違反し、又は違反のおそれがあると認められるとき。
(2) 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき。
(3) 公の秩序を乱す行為が行われ、又は行われるおそれがあると認められるとき。
(4) その使用が集団的に、又は常習的に、暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益につながる等、公益が害す

るおそれがあると認められるとき。

(5) 石川県産業展示館条例(昭和47年石川県条例第48号)及び同条例施行規則(昭和47年石川県規則第51

号)に違反したとき。

(6) 使用者の責めにより、施設の管理上の支障が生じたとき。

2 前項の規定により、知事又は理事長が使用許可の取り消し、又は使用を停止させた場合において、使用者が損害を

被ることがあっても、県は損害を補償しない。

(原状の回復)

第6 知事又は理事長が使用許可を取り消したとき、又は使用許可が満了したときは、使用者は自己の負担において、知

事又は理事長が指定する期日までに、使用物件を現状に回復して、返還しなければならない。

2 知事又は理事長は、使用者が前項の行為をおこなわないときは、自らこれを行うことができる。この場合の経費は

使用者の負担とする。

(損害賠償)

第7 使用者は、使用物件の使用に関し、その責めを帰する事由により、県に損害を与えた場合には、これを賠償しなけ

ればならない。また、展示物その他の持ち込み物品等については、使用者の責任において管理するものとし、盗難等

により、使用者が損害を被ることがあっても、県は損害の補償はしない。

(調査等)

第8 知事又は理事長は、使用物件について臨時調査し、又は使用者に対し、所要の報告を求め、必要な指示をすることが

できる。

(その他)

第9 その他必要な事項は、その都度知事又は理事長が指示する。

使用全般にわたってのお願い

I 使用に当たってのお願い

- 1) 使用されるときはレイアウトを提出し、管理に十分注意を払ってください。
- 2) 使用期間中の**警備・清掃及びごみ処理**などは、**使用者の責任と負担**で行ってください。
- 3) 使用終了後は許可された時間内で、また使用許可の取り消しがされたときは、ただちに使用者が**原状回復して職員の点検**を受けてください。
- 4) 使用者又は入場者の過失で施設・設備・備品など破損・紛失したときは、使用者に損害賠償をしていたが
- 5) **設備されているジュースの自動販売機は利用できる**ようにしておいてください。
- 6) 展示館は、健康増進法(受動喫煙の防止)に基づき全館禁煙となっております。

II 使用中のお願い

- 1) 会場内及びその周辺の秩序維持、**入場者の安全確保・駐車場の整理**などについては係員を配置して必要な対策を講じてください。
特に、混乱が予想される場合は事務所及び金沢西警察署と十分に協議して万全の体制を整えてください。
- 2) 指定された場所以外での飲食や喫煙をしたり、火気を使用しないでください。

III 入場者にご指導いただきたいことについて

※入場者に対し次のような行為をしないように周知徹底してください。

- 1) 施設・備品などの汚損・破損又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に迷惑や危害をおよぼすようなおそれのある行為
- 3) その他管理上支障があるような行為

◎以上はごく常識的なことを申し述べました。多くの方が気持ちよく利用していただけるようご理解、ご協力をお願いいたします。